

# 植民地法と香港社会

——新界の女子相続権をめぐる紛争——

なか お生 かつ み美

はじめに

I 「新界土地（免除）条例草案」をめぐる争い

II 香港の植民地法体系と社会単位

結 論

## はじめに

1997年7月1日に香港は中国へ返還される。1984年に中英間で香港返還の交渉が妥結したとき、香港の繁栄を持続させるため、返還後50年は現状を維持することが合意された。返還後の香港が、どのように変化し、現状維持の合意がどこまで実現されるのかについて、世界中が注目している。

周知のとおり、香港は規制のない自由貿易地として今日の繁栄を築いてきた。これは、いわばレッセ・フェール政策のたまものといえる。レッセ・フェール政策は、現地の社会制度を利用する間接統治であり、イギリスの植民地統治の特徴である。司法制度でも、レッセ・フェール政策が採られ、現地法である慣習法の有効性を一部容認している。そのために旧態依然とした社会慣習でも、法的拘束力を持つ結果を生んでいる。これは、いわばレッセ・フェール政策のマイナス面である。具体的には、本稿で分析する香港領域内の「新界」（九龍半島の後背地と離島）で、女性の相続権を認めない慣習を法的に有効としていた事例がある。この慣習法が現

行法体系で有効性を持ち続けたのは、イギリスが香港を統治した歴史と深い関わりがある。つまり、香港島・九龍半島は割譲地であるのに対して、新界は99年間の期限を付けた租借地である。イギリスが新界を租借する以前からそこに居住していた住民は「原居民」(indigenous villagers)と呼ばれ、イギリスは彼らの既得権益を保護し、中国法の効力性を容認する政策を採った(注1)。この法政策が1990年代まで継承され、香港の法源である慣習法として、清朝の法律が部分的に現行法体系の中で有効性を持っていた。

本稿で分析する新界の女性相続権をめぐる紛争は、不動産相続を男性に限るという旧態依然とした慣習が、単に社会慣行に留まらず、法源として法的拘束力を持つ社会矛盾を是正しようとしたことに始まる。しかし、男女平等の相続権を保証するための法改正は、新界原居民が一切の既得権変更に反対していたので困難だった。特に、中英間の香港返還交渉の過程で、郷議局が既得権保護と引き替えに中国政府支持を表明したので、香港特別行政区基本法（以下、基本法と略す）には、新界原居民の伝統的慣習保護が規定された。そのため、香港政庁は問題を認識しながら解決を棚上げにしていた。しかし香港政庁は、1994年になって、この問題を解決しようと試み、新界原居民の激しい反対運動に直面しながらも、改正をおこなった。

従来レッセ・フェール政策に対しては、経済面での政府の非介入主義が香港に繁栄をもたらしたプラスの側面のみ評価されてきた。しかし政治面では、間接統治政策により、イギリスが香港を植民地とした19世紀当時の中国法を法源と認めるため、現実の社会生活から乖離するマイナス面も存在している。中英共同声明や基本法が、香港返還による大幅な変化を回避した「50年間現状維持」の方針を採ったため、制度上の問題点も含めて、現状の改善が先送りにされることになった。しかし、1980年代後半に香港社会は大きく変化し、90年代半ばになると、香港返還による制度変革を回避するために制度に内在する矛盾までも棚上げしようとしたが、そのために制度疲労が顕在化して、何らかの改善措置を取らざるを得ない状況が生まれている。

香港は、イギリス植民地の地位から、中国に返還されて社会主義体制に組み込まれるのだから、たとえ返還後50年間は現状維持の方針が合意され、香港返還後の憲法となる基本法が制定されていても、植民地体制下に形成された個別具体的な問題が、制度矛盾として発生することは不可避である。そこで本稿は、立法評議会で「新界土地（免除）条例」(New Territories Land (Exemption) Bill) が審議された過程と、新界原居民の反対運動を具体的事例として取り上げ、慣習法を尊重する植民地法体系の現状と、その問題点を分析する。そして単に事例分析に留まらず、1997年の返還を目前に控えた香港社会が大きく変化しており、司法制度のレッセ・フェールである香港の植民地法秩序が制度疲労を起している側面を分析していく。

(注1) 「原居民」の資格は、中国の伝統的血縁原理である父系により継承されている。新界が租借された

1898年以降に新界へ移住した者は、原居民の資格がない。そこで新界住民であっても、原居民でない場合が多くなっている。本稿では新界原居民と新界住民でありながら原居民でない者（「非原居民」）とを区別し、前者を新界租借以前から祖先が新界に居住していた住民であり、後者を租借以降の移住者と定義する。

## I 「新界土地（免除）条例草案」 をめぐる争い

### 1. 香港政庁による男女平等立法の動き

中国の伝統的な社会構造は父系制である。父系社会では、男性のみが財産の継承権を保持し、女性は財産の継承から排除されている。第二次大戦後、香港は急速な経済成長により、工業化と都市化が進展した。そのため香港人の社会生活は、農村社会に基礎をおいた父系制から、双系的な男女平等の方向へ変化してきた。そして、男女平等立法や、女性の地位向上などは、香港の婦女団体が、過去数十年にわたり改善運動を続けてきた成果であった。

まず1971年に一夫一婦制を確立して妾を非合法化し、73年に妊娠中絶の合法化、81年に分娩期10週間の給与保障などの法改正をおこなってきた。近年、法律改革委員会は、離婚のための別居期間の短縮や、女性に相続権を認めない「新界条例」(New Territories Ordinance) の改訂を提案していた。

1992年には、立法評議会議員陸恭蕙が国連の「婦女に対する一切の蔑視排除公約」に加入する動議を立法評議会に提出し、この動議は通過した。そこで香港政庁は、1993年8月に「男女機会均等グリーンペーパー」を作成し、市民から男女平等のための建議を93年末まで受け付けた(注1)。このとき、香港政庁は1100件の意見書

を受け取ったが、その9割が新界の伝統的相続権の解決を求めるものだった(注2)。

このアンケート結果は、香港のフェミニズム活動家の活動方針を反映している。香港のフェミニズム活動家の組織は、1990年代に入ってから、新界の女性差別を批判の対象とした。批判の対象は、新界の慣習法が男性にのみ相続権を認めていることと、新界原居民の既得権益として、香港政府に土地使用料免除で、あるいは宅地の分配を受けて家屋を建てることを申請できる権利である「丁屋権」が、男性だけに認められている点であった(注3)。後述するように、陸議員の提案内容は前者の改善だけだったが、この提案は新界原居民から誇張した解釈をされて反対された。陸議員の提案が相続権のみ男女平等に改正する提案であったのにもかかわらず、その提案とフェミニズム活動家の主張が混同された一因として、陸議員もフェミニズム活動に参加していたことが考えられる。

法人類学の観点から香港新界を研究しているマイケル・パーマーは、以前から遺言のない相続における明確な女性差別が存在しているにもかかわらず、その改正は困難だと分析していた。彼の分析によれば、1991年に制定された権利章典条例により、無遺言相続での女性の権利を改善することは、方向性として可能だが、原居民は伝統的慣習の変革に根強く抵抗するからだという。その上、基本法に「新界原居民の既得権の保証」が規定され、中国政府は新界原居民の現状維持の要望を支持していることから、無遺言相続における女性排除の慣習を変更することは難しいと述べている(注4)。

新界での女性の相続権を制限する法的根拠、歴史的経緯、その改善要求の実態は、1994年前

半における立法評議会と香港政府の審議や、郷議局(新界原居民の意見を集約して香港政府に伝える法定諮問機関)・新界原居民のさまざまな運動により明らかになった点が多い。そこで次に、女子相続権をめぐる争いの経緯を見ておきたい。

## 2. 新界の不動産相続権に関する審議過程

1993年に、立法評議会で新界の不動産相続権を男女平等に改正する案が提出された。それは、1980年代に急増した新界ニュータウン居住者の相続権問題を解決する必要性があったからである。前述のように、「原居民」には、「新界条例」により清朝時代に持っていた土地所有権や伝統宗教・葬儀などを伝統的におこなう権利が認められている。そのため中国の慣習法に従い、不動産は男性しか相続権が認められなかった。

「新界条例」は、新界領域内で有効であるため、ニュータウンの開発により新界へ移住してきた非原居民に対しても、女性への不動産相続権が認められていなかった。

1993年10月13日に立法評議会は、「新界区産業継承権」(新界地区不動産相続権)について審議をした。香港政府は男女平等の要望を受けて、立法評議会の政党である香港同盟が準備した「相続権において男女平等の権利とその保証を確保する動議」を立法評議会に提出し、この動議は圧倒的多数で通過した。そこで香港政府は、新界ニュータウンに居住する新界非原居民の不動産の相続権を男女平等にできるように、11月9日に立法評議会へ「新界土地(免除)条例草案」を提出した。つまり、新界への移住者に対して、「新界条例」の適用を受けない例外規定を設けようとしたのである。この草案は新界に関係するものであったので、香港政府は新界に関する諮問機関である郷議局と事前に協議し、

この条例支持の了承をとっていた(注5)。

その草案に対して1994年1月20日、陸議員は非原居民だけでなく原居民の不動産に対しても、男女平等の相続権を認めるべきだとの修正案を出した。ただし、相続の対象となる財産のうち、「宗族」(父系血縁集団)の共有財産は除外している。12月になり、香港政庁は「新界条例」と農村土地相続権について検討を進めたが、陸議員の提案した修正案に対して明確な意思表示を留保していた。

しかし、1994年3月4日になって、香港政庁は従来の消極的姿勢から転じて陸提案の修正に賛成し、法律専門委員が10日以内に詳細な条文修正を完成する予定であると表明した。香港政庁が、当初陸修正案の受け入れに消極的だったのは、新界原居民の既得権を保証した「新界条例」の見直しにまで波及することを懸念したからであった(注6)。それにもかかわらず香港政庁が陸修正案に対する見解を変更したのは、前述した「男女機会均等グリーンペーパー」の意見聴取の結果、大多数の意見が新界の伝統的相続権の解決を要望するものであったからだという(注7)。そもそも、原居民と非原居民の相続権を区別すること自体に無理がある。新界の産業構造が根本的に変化し、すでに新界では農業がなくなり、また新界ニュータウンの建設によって不動産価格が急騰している。陸議員が修正案を提出した根拠には、従来の男性のみに不動産相続権を認めていた慣習法の社会的前提が変化しているとの認識がある(注8)。

香港政庁の見解が突然変わったことに、郷議局は反対を表明した。彼らの反対の理由としては、最初の法案の主旨——新界に住む34万世帯の非原居民の不動産相続権に関して女子相続権

を認め、「新界条例」の制限を受けないこと——から逸脱していること、原居民に女子相続権を認めることを皮切りに香港政庁が「新界条例」自体を再検討し始めたこと、女性に相続権を認めると宗族の結束が強い新界農村では遺産争いが頻発する恐れがあること、そして中英共同声明と基本法の規定に違反することなどを挙げている(注9)。また郷議局は、新界原居民の権益に関係する問題であるにもかかわらず、香港政庁が郷議局へ事前に協議する手続きを経ないで陸議員の提案に同意したことを非難している(注10)。

### 3. 郷議局と香港政庁の対立

陸議員の提案した修正案に、郷議局を中心に原居民を組織した反対運動が起きた。最初は、3月22日に1000人あまりの新界原居民が立法評議会に押しかけて、修正案反対のデモ行進をくりひろげた。香港で、このような大規模なデモ行進がおこなわれたのは、1989年の天安門事件への抗議デモ以来であった。このとき、立法評議会の門の外で、デモ隊の対応に出た民主派議員に、新界原居民が暴行をはたらき、修正案を提案した陸議員を罵倒するなどの事件が起きた。さらに、同じ時間帯に陸議員の修正案に賛成するフェミニズム活動家の代表団も立法評議会に押しかけたが、彼女たちも反対派の新界原居民と対峙して暴行を受けた(注11)。立法評議会の建物前での暴行事件は、警備の警官の目前で発生し、かつ現場がテレビで中継されていたので、香港社会に大きな反響をよんだ。

新界原居民の請願デモで、陸議員の修正案は新界の民意を反映していないと批判された。そこで陸議員を含む立法評議会の婦女事務委員会10名の議員が新界の2つの村を訪れ、「新界土地(免除)条例草案」改正案についての公聴会

を1994年3月26日におこなった。このとき公聴会が開かれた「祖堂」（祖先祭祀をおこなう位牌を安置した建物）の周辺には300名あまりの村人が反対の垂れ幕を持って集まり、14名の村民代表が修正案に対する反対意見を述べた<sup>(注12)</sup>。

陸議員は、この公聴会を通じて、新界原居民がいかに「土地」や祖堂を失うことを恐れているかまで考慮しなかったと述べた。郷議局主席の劉皇発は、新界原居民が反対運動を起こした社会背景を理解する陸議員の発言に対して、歓迎の意を表明している<sup>(注13)</sup>。その一方で、陸議員は、新界原居民が彼女の修正案を誤解していると述べている。つまり彼女の修正案が、宗族の共有財産や「丁屋権」の問題に触れるとか、かならず財産の半分を娘や娘婿に分与することを強制するものだと誤解されていると弁明している。さらに、9割の新界原居民が反対しても、1割が支持するのならば、彼女は修正案を提出すると強気の発言をしている<sup>(注14)</sup>。

こうした立法評議会の動きに対して、4月から5月初旬にかけて、新界各地で原居民の反対集会が開催され、街頭デモが繰り返された<sup>(注15)</sup>。これらの集会で、繰り返し主張されたのは、香港政庁が審議過程で突然陸修正案に賛成した問題、および陸修正案の内容が新界原居民の既得権を揺るがしていることへの不満である。つまり陸修正案が、祖先名義で登録された宗族共有財産だけを新界原居民の既得権として例外的に保証し、その他の原居民の墓地理葬権や「丁屋権」について保証していないことへの不安である<sup>(注16)</sup>。これらの新界原居民の主張は、陸修正案の内容から逸脱し、誇張した解釈をしている。しかし、新界原居民の過剰に思える反応は、不動産の相続権を男性に限る慣習法と、その他の

新界原居民の「既得権」とが、表裏一体に結びついていることを示唆している。

#### 4. 中国の影響と香港政庁の決断

新界で女子相続権が認められてこなかったのは、基本法に新界原居民の伝統的慣習を保護することが規定され、新界の慣習法が神聖不可侵な領域と考えられたからである。その政治的背景には、郷議局と中国政府の密接な関係があることは前述した。そこで陸議員の修正案でも、中国の代表機関である新華社の対応が注目された。新華社香港支社の副社長鄭国雄が、新界原居民の合法権益は中英共同声明と基本法に明文規定があると、1994年3月23日に郷議局への支持を明らかにした<sup>(注17)</sup>。3月29日には、中国國務院香港マカオ弁公室のスポークスマンが、新界原居民の合法的伝統権益は中英共同声明と基本法に記載されており、必ず保護を受けなければならないと表明した<sup>(注18)</sup>。さらに4月6日には、國務院香港マカオ弁公室の魯平主任が、中国政府は男女平等を一貫して主張していると前置きしながら、新界の相続権の問題で社会不安を惹起していることに懸念を表明し、基本法に基づいて対処すべきだとの見解を示した<sup>(注19)</sup>。

これらの中国政府の発言に対して、11の婦女団体が反対声明を出している。それは、陸提案が個人の不動産相続権のみを対象としており、基本法第40条に規定されている原居民の伝統権益の保証には干渉していないというものであった<sup>(注20)</sup>。一方、3月27日に香港各界の婦女連合協会は、陸修正案が「新界条例」に重大な影響を与え、土地使用権以外の新界原居民の既得権益（埋葬・養子縁組等）を不安定にすることを理由に、陸修正案に対して反対の声明を発表し

た<sup>(注21)</sup>。このように、複数の婦女団体の間でも、新界原居民の既得権保護を規定した基本法と陸提案との関係に関して異なる見解を出している。

また前述の11の婦女団体が陸提案を支持する署名を始め、新界の60村落から300人の署名が集まった。陸提案は女性の相続権の改善を提起しているが、胡紅玉議員は、立法評議会の審議で、「丁屋」政策が男女不平等で人権法に違反していることと、「丁屋」政策が新界原居民の特権になっていること自体が不公平だということについて議会で質疑をしている<sup>(注22)</sup>。つまり前述したフェミニズム運動の活動方針には、新界原居民の女性相続権確立と「丁屋」政策見直しという2つの目標が掲げられているが、陸提案がこのうち前者のみに限定して改善案を提出しているのに対して、胡議員の質疑内容は、前者だけでなく、後者の改善を含めて審議すべきだとしているのである。4月から5月にかけて実施された新界原居民の集会で、陸修正案が誇張して解釈され、新界原居民が特別に享受していた権利全体を見直すものと誤解されたのは、胡議員を中心とする立法評議会の女性問題小委員会の主張が、女子相続権だけでなく、新界原居民の既得権自体を疑問視しているからである<sup>(注23)</sup>。陸議員も、その小委員会の構成員であることから、新界原居民の誤解も無理からぬところがあった。また、香港のフェミニズム運動が掲げる2つの目標のうち、女子相続権問題が解決されようとしていたので、胡議員は「丁屋」政策の見直しにまで踏み込んだ提言したのであった。

このように陸修正案は、女子相続権の問題から、新界原居民の既得権を保護した基本法の内容に踏み込んだ議論になり、中英間の政治問題

に発展してきた<sup>(注24)</sup>。そこで香港返還のための予備工作委員会法律小組の会議の席上、中国側の責任者邵天任は、中英共同声明と基本法により、新界原居民の利益は保証されているので、イギリスはもとより、中国が主権を回復した後も、既得権は侵害できないとの見解を公表している。また質疑の中で、邵は基本法を起草したときに、女子相続権をめぐり、大きな社会問題になるとは考えていなかったことを認めている<sup>(注25)</sup>。

ちょうど陸議員の修正案の問題が注目されている時期に、予備工作委員会法律小組は、「新界条例」および土地不動産に関する法令の審議を終了した。小組の構成員は、「新界条例」第8条の「1900年から、新界の土地を（イギリス——引用者）皇室の所有とする」と第88条の「皇室は免除を獲得し、新界条例の制約を受けない」の2つの条文について検討していることを明らかにした。検討されたのは、1898年に新界がイギリスの租借地になったときに新界原居民の既得権が形成された歴史的経緯である。その歴史的経緯とは、まず第1に新界原居民が抵抗運動を起こし、イギリスと原居民が協議して原居民の一定の利益を認めたこと、第2に1900年7月23日から新界の土地がイギリスの皇室の所有となったことによる代償の問題である。さらに予備工作委員会法律小組は、14カ条の家族関係の法令と12カ条の不動産関係の法令が、「新界条例」に関連していると発表した。そして陸提案が基本法に抵触しているかどうかについては明言を避け、最終的に全国人民代表大会常務委員会に決定権があると表明した<sup>(注26)</sup>。

「新界土地（免除）条例」は立法評議会で半年あまり審議され、1994年6月22日に陸修正案

が可決された。審議の席上、郷議局派の議員から最後まで根強い反対があったが、香港政庁は、今回の修正が土地相続権に限定されたもので、手数料や税制の優遇措置・土葬の権利などの新界原居民の既得権には及ばないことを強調している。また同時に、「丁屋権」については、香港政庁が国連の「婦女に対する一切の蔑視排除公約」に加入したときに、男女平等の原則を損なわれないかぎり慎重に取り扱うとして、その対処を棚上げした。3時間の審議の後、投票に入り、賛成36票・反対3票で可決された<sup>(注27)</sup>。

この議決がなされる前に、立法評議会の党派構成から、郷議局の要望は受け入れられないことが予測できていた。そこで郷議局は、条例が通過した場合は、中英連合連絡小組に、陸修正案を受け入れた「新界土地（免除）条例草案」改正案は基本法違反であることを訴え出て、1997年以降に香港特別行政区と全国人民代表大会常務委員会へ、本法案を否決するよう働きかけると表明した<sup>(注28)</sup>。また、本条例が立法評議会で可決された後で、郷議局主席の劉皇発は、「新界土地（免除）条例草案」改正案は基本法に違反していると、個人名義で最高法院に訴訟を起こした。訴状は、中英共同声明と基本法が保証している、「香港の現行制度を50年間変えない」という項目に、条例改正案が違反しているという内容である。しかし基本法はいまだ発効しておらず、訴えの根拠に関わるものとして法廷の判断が注目される<sup>(注29)</sup>。

(注1) 龔月鳳「顯隱之間的女權高議説」(『明報月刊』1994年3月号) 37~40ページ。

(注2) 『明報』1994年3月30日。

(注3) 1991年の報告書に、この問題が取り上げられている。Carol Jones, "Prohibitions on Female

Inheritance of Land and 'Small Houses' in That Part of Hong Kong Known as the New Territories," in Report by the Hong Kong Council of Women on the Third Periodic Report by Hong Kong under Article 40 of the International Covenant on Civil and Political Rights, March 1991. なお、この報告書は立法評議会の人権委員会に提出されたが、正式に出版されていない。Harriet Samuels, "Women and the Law in Hong Kong: A Feminist Analysis," in *Hong Kong, China and 1997: Essays in Legal Theory*, ed. Raymond Wacks (Hong Kong: Hong Kong University Press, 1993), p. 71.

(注4) マイケル・パーマー 今泉慎也訳「法と社会制度——家族法と慣習法を中心として——」(安田信之編『香港・1997年・法』アジア経済研究所 1993年) 109~110ページ。しかし1949年に、香港総督の諮問機関が、中国法と慣習の問題について委員会を組織し、慣習法の改革を提言したとき、7人の委員は大清律例を一切廃止し、新界の土地について、遺言のない相続でも女性の相続権を認めるように建議している。そこで香港政庁は、第二次大戦後かなり早い時期から新界の土地の女子相続権について改革の必要性を認識していた。『中国法例及習慣研究委員会建議書1948年』香港 1953年 4~5ページ(出版社不明)。

(注5) 『華僑日報』1994年4月10日。

(注6) *South China Morning Post*, April 12, 1994.

(注7) 陸修正案の支持者は、次の3つの理由を挙げている。第1に新界はすでに農村社会ではなく、農地や養魚池はコンテナや廃車置き場になっており、伝統を維持する必要がないこと。第2に男女平等を新界に導入すべきこと。第3に基本法の「原居民の伝統維持」の条文の中で、中国憲法の男女平等規定に抵触する男女不平等の慣習は有効性がないこと。李法匠「通過修訂新界条例後患無窮」(『信報』1994年4月2日)。

(注8) 政務司の孫明揚は、3月22日の新界原居民請願デモに対してコメントを発表し、社会は男女平等を求めように変化しており、「新界条例」の背景が変容していると、立法評議会の立場を弁護した。『文匯報』1994年3月24日。この変化の最大の要因は、新界の非農業化と不動産価格の高騰である。*South China Morning Post*, April 4, 1994/Louise do Rosario, "Gender Wars: Inheritance Law under Attack in Legislature," *Far Eastern Economic Review*, April 7, 1994,

p. 21.

(注9) 文滢「港府突擬修訂新界条例違基本法漠視民意伝統」(『文匯報』1994年4月3日)。また中英共同声明と基本法の新界原居民の權益に関する規定は、中英共同声明付圖文書3、基本法第40条、122条。同紙 1994年3月26日。

(注10) 『華僑日報』1994年4月10日。

(注11) 反対派のデモ参加者は、大半が中高年の男性と年配の女性だった。そこで「暴行」といっても、彼らが持ってきた傘を振り回したり、魔法瓶を投げ付ける程度だった。なお、新界原居民の不満は、陸議員の修正案が民意を反映していない点にあり、これは郷議局に諮問していないという手続き上の問題であった。そして彼らは男女平等に反対するのではなく、伝統尊重を要求していた。それに対して、フェミニズム運動家グループ「蔑視反対連盟」の活動家36人の中には、6人の原居民もいたが、その他30人は非原居民で、直接の利害関係者よりも支援者の方が多かった。『華僑日報』1994年3月23日／『信報』1994年3月25日、26日。

(注12) 『文匯報』1994年3月27日、31日。

(注13) 『華僑日報』1994年3月28日。

(注14) 『信報』1994年3月28日。この報道では、陸議員が改正案に対してなぜに強気の発言をしたのかについては明言されていない。しかし、フェミニズム運動家と香港政庁の人権保護委員会の元には、兄弟やオジ・甥など男性の相続人から財産をすべて奪われ、住み慣れた家を追い出される悲惨な女性を救済して欲しいという相談が数多く持ち込まれていた。張月鳳・江琮珠・劉燕芬編『從這一天開始：爭取平等繼承權資料冊』香港 婦女團體爭取平等繼承權聯席 1995年 10~28ページ。こうした悲劇は、未婚女性、あるいは娘しか生んでいない女性に関するものであり、絶対数としては少数である。しかし、女性を相続から排除する慣習法が有効である限り、生活基盤を奪われる女性が構造的に出てくることを、この問題に取り組んだ議員は共通に認識していたから、陸議員は強気の発言をしたのである。

(注15) 元朗では、7郷200村から約1000人が集まり、条例改正の反対集会を開催した。集会では、原居民から1人10香港ドルの寄付を徴収して活動費用に当てるのが決議されている。そのほか大埔、南約区(荃灣、西貢、離島)でも大会を開き、立法評議会への請願デモを決定している。また、粉嶺でも郷事委員会が開催され、条例草案の原案が非原居民の相続権の問題に関するものであ

ったのを、原居民の相続権に拡大した陸案に反対声明を出した。『文匯報』1994年4月4日、5日、14日、25日。1994年4月17日に新界東北区で保家衛族村民代表大会が開催され、大会後に一部の参加者は錦田の抗英烈士の記念碑を参拝している。同紙 1994年4月18日。4月26日に新界で保家衛族村民代表大会が荃灣大会堂において開催され、陸議員が原居民と会見しないことに対して、住民の意見を無視し、原居民の權益を侵害するものだと非難し、大会終了後荃灣地区をデモ行進した。同紙 1994年4月27日。この街頭デモを皮切りに、5月8日には、香港のメインストリートに1万3000人が集まり、約1時間のデモ行進をおこなった。同紙 1994年5月9日。また新界郷議局は、新界の伝統的慣習と權益を平和的方法で守るために「保家衛族抗争総部」(宗族擁護闘争部)を成立させ、活動資金として200万香港ドルの運動経費を認め、さっそく新界イギリス華僑会に事情を説明するためロンドンに100名近くを派遣した。ロンドンで華僑団体の集会を開催して、条例に反対する声明を出し、イギリスの国会議員2人と会見して、新界原居民の「新界土地(免除)条例草案」改正への反対意見とパッテン総督の行政に対する不満を伝えた。同紙 1994年3月26日、4月8日、6月18日。

(注16) 『華僑日報』1994年4月4日。墓地埋葬権という伝統的埋葬とは土葬のことで、新界原居民だけに容認された権利である。従来、香港政庁が新界原居民の既得権を審議するとき、埋葬に関わる権利を変更しないよう、原居民から繰り返し要求されていた。そこで香港政庁も、伝統的埋葬の問題は慎重に審議すべきと認識していた。『明報』1994年4月12日。

(注17) 『文匯報』1994年3月24日。

(注18) 『明報』1994年3月30日。

(注19) 『文匯報』1994年4月7日。

(注20) 『明報』1994年4月2日。張・江・劉編『從這一天開始……』119ページ。

(注21) また婦女連合協会は、「丁屋権」が男性に限られることについては全面的に検討して欲しいが、「祠堂」は現状維持でよいとの見解を付け加えている。『華僑日報』1994年3月28日。

(注22) 石海慧「新界条例修訂起風波因対影響性理解不同」(同上紙 1994年4月2日)。

(注23) 新界原居民の權益保護を疑問視している女性グループのこうした主張には、香港全体の市民も共感している。特に「丁屋」政策は、新界の不動産価格が急激



に上昇しているために、原居民以外からの批判が多い。周永新「伝統と現代意識水火不容」（『信報』1994年4月7日）。

（注24） 同上紙 1994年5月15日。

（注25） 同上紙 1994年3月26日。基本法の起草段階で、女子相続権も含めた新界原居民の既得権保護の問題は話し合われたが、改正が難しいということで棚上げされたという経緯がある。

（注26） 『明報』1994年3月28日／『信報』1994年3月28日。

（注27） このとき、立法評議会の前では500人あまりの新界原居民が抗議の座り込みをしており、条例が通過すると拡声器を持って道路へ飛び出し、交通を遮断するなどの混乱があった。他方で、婦女団体がその場に拡声器を持参し、「新界土地（免除）条例草案」改正案への支持と、「丁屋政策の棚上げ」への批判を叫んだため、新界原居民の団体と衝突しないように警官隊が引き離す場面もあった。『華僑日報』1994年6月23日／『明報』1994年6月22日。

（注28） 『明報』1994年6月18日。

（注29） 『信報』1994年7月6日。

## II 香港の植民地法体系と社会単位

現代法で、不動産相続に男女不平等が容認されていることは不自然である。さらに相続権を男女平等にしようとした改正が、これほど大規模な住民の反対運動に直面したことは理解に苦しむ。この紛争をめぐる一連の報道に共通した特徴は、イギリスがいかに新界統治をおこなったかという歴史に触れていることである。中英の香港返還交渉では、香港統治をめぐる中英間の国際条約の歴史的経緯が、現実の返還交渉の根拠として意味を持ったことが知られている。では、中国の慣習法が香港の植民地法体系に組み込まれた、新界の歴史的経緯とはいかなるものであったのか。

この女子相続権をめぐる争いの過程で、新界

原居民に付与された特権の歴史的意味、女性の相続権を排除する慣習法を認める植民地法体系、慣習法を支える父系原理が、紛争の背景にあることが明らかになった。次に、これらの問題を分析しておこう。

### 1. 土地政策の歴史的経緯

1842年の南京条約で、香港島が清朝からイギリスへ割譲された。その後、アロー号事件で締結された1860年の北京条約により、九龍半島が割譲された。19世紀後半の清朝は、諸外国による領土の併合、鉄道や鉱山の利権の取得、租借地の強奪により疲弊していた。1894年に日清戦争が始まると、イギリスは香港の領土を拡大する政策を採り、1898年に清朝と「香港地域拡張に関する条約」を締結し、新界を租借した<sup>(注1)</sup>。香港の領域内で、新界では香港島・九龍と異なる植民地政策が採られたのは、前述のように新界が割譲地ではなく、99年の年限を付けた「租借地」だからである。新界の慣習法を尊重する統治政策には、「新界条例」が制定される1910年までの社会状況が大きく影響している。新界の女子相続権が議論されたときに、新界原居民の既得権益を保護する根拠として、「新界条例」、およびその立法主旨が取り上げられた。そこで、新界の歴史的経緯を顧みる必要がある。

新界の正式な接収式は1899年4月16日に、新界の大埔墟で挙行されたが、接収式を警護していたイギリス軍は、翌日から地元民の攻撃を受けた。圧倒的に優勢な武器を装備したイギリス軍は、数日で地元民の反乱を制圧した。当時の反乱を物語るものとして、大埔墟の西にある客家集落・錦田には、村民の犠牲者約200人を祀る「英雄祠」があり、現在でも合同祭祀の儀式がある<sup>(注2)</sup>。

香港統治の統括をしていたイギリスの植民地部は、租借地である新界の行政も香港政庁の行政体系に従属すべきとの方針を持っていた。しかし実際は、香港政庁の法令と新界の現地事情の双方を考慮する必要性があった。当時香港政庁は、イギリス統治反対運動を鎮圧するため、治安維持に苦慮していた。さらに新界の土地に課税する手続きをとる過程で、反対運動が起きることを心配していた。そこでまず新界に「警務総官」(警察長官)・「助理警司」(警察助手)・「助理田土官」(土地管理官助手)の職位を設け、威圧的な警察力を後ろ盾に新界の全面的な土地測量をおこない、同時に土地法令を公布して土地を登記した。また土地登記のときに、土地所有権の帰属をめぐる境界紛争が発生することを予測して、土地裁判所を特設した。これによって土地税額が決定され、1905年に土地台帳であるBlock Crown Lease & Rent Rollsが編纂された(注3)。

同じく1905年に、香港政庁は原居民と集団土地契約認可(「集体官批地契」[Block Crown Lease])を締結した。この契約は、イギリス政府が清朝から新界を租借したとき、イギリスが新界原居民の既得権を変更できないように、新界原居民が個人ではなく、集団として香港政庁と土地契約を批准する形式をとった(注4)。この契約に基づき、1898年に「香港地域拡張に関する条約」が締結されたときに、清朝が発行した土地証である「紅紙契」を持っている原居民に対して、契約以前に所有していた土地を従来どおり使用する権利が認められた(注5)。

このように、1899年から1905年まで、イギリスの植民地部は、新界に植民地と同じ土地行政制度を導入しようとした。これに対抗して、新

界の有力者たちは、慣習的権利として土地不動産に対する権利・利益・占有権を審理する権限を要求した。イギリスはこの要求を拒否したが、一部は妥協して新界の土地に関する特別な土地裁判所を設置することにした。1905年の「新界土地条例」は、土地に関する中国慣習法を承認し、かつ強制執行する権限を土地登記所長(Land Officer)に付与した。これにより、慣習法が現行土地法の法源となったのである(注6)。

イギリスは、1910年に「新界条例」を制定し、1900年7月23日に遡って新界の土地はイギリス女王に帰属していると宣言した。しかし、新界の住民はこの条例に反発し、ついに新界原居民の権利は「伝統的方式を変えない」との香港総督の約束をとりつけた。

19世紀に香港が植民地となり、治安維持のために法制度が整備されたときに、属人法として中国人には慣習法を適用する政策が採られた(注7)。特に新界は租借地という性質上、割譲地である香港島や九龍よりも、一段と慣習法が重視された。法制度上の積極的非介入=レッセ・フェール政策は、新界原居民が抵抗したことにより、イギリスが原居民の既得権保護を認めるよう妥協した結果であった。こうした歴史的背景があったので、女子相続権に反対するデモ行進のときに、郷議局の議員が錦田の「英雄祠」に参拝したのであった。

では次に、この事件で新界原居民を結集するために重要な役割を果たした、地方自治組織である郷議局の位置づけをしておきたい。

## 2. 地方自治組織としての郷議局

郷議局は、イギリスに租借される以前から新界に居住する住民の代表により組織され、香港

政庁が新界における行政について諮問する機関である(図1参照)。1名の主席、2名の副主席、および元朗・大埔・南約の3区域から7名ずつ代表として選ばれた計21名の地方委員により構成されている。郷議局の設置根拠は、新界の租借時に締結された「香港地域拡張に関する条約」中の、香港政庁が強制移住等の問題で原居民と交渉することを定めた条項にある。この規定は、原居民の自治を前提にしている。新界の有力者たちによって自発的に自治組織が設立されたのは1923年であり、26年にセシル・クレメンティ(Cecil Clementi) 総督の命令により「郷議局」と命名された。当初は香港政庁が不特定人数の名譽顧問を任命していたが、1948年から選挙制度が開始された。郷議局は、新界原居民の世論を汲み上げる自発的団体(voluntary association)として、1957年の「郷議局条例」(香港法令第1097章)により法制化された(注8)。そこには、郷議局は香港政庁の法定諮問機関であり、香港政庁が新界原居民と意見を交換するための組織であると規定されている。

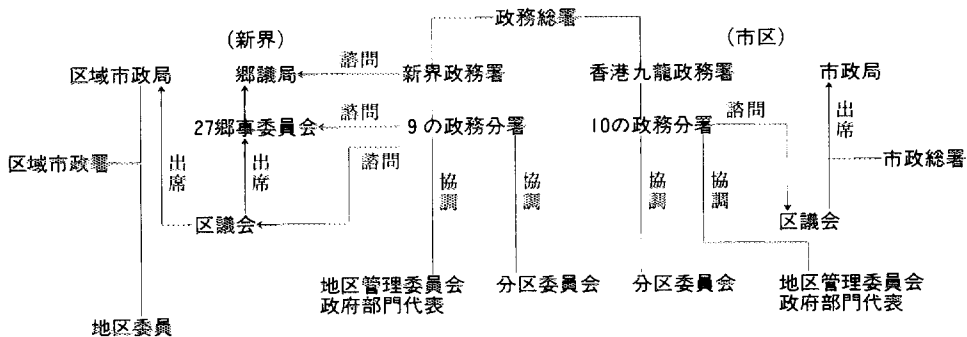
現行法規では、郷議局の1名の主席と2名の副主席が区属の官職議員に任命されており、区

局の官職議員36名中8%を占めている。また新界原居民である27人の郷事委員会主席は新界の9区議会の官職議員である。9区議会全体で211名の官職議員がいるので、郷事委員会の官職議員は13%を占めるに過ぎない(注9)。つまり区局と区議会の中で、新界原居民の代表は一定の発言権が確保できるように制度化されているが、その発言は少数意見にとどまっている。

郷議局には、対外的に原居民の権益を守る代表として、香港政庁と協議をする重要な役割があった。また対内的には、郷議局は新界原居民の民事紛争に介入する強力な自治権限があった。その後、郷議局の自治権限は削減されたが、婚姻紛争は郷議局が調停していた。具体的には、男女双方が同意するならば、郷議局の監督の下で離婚することができた。婚姻紛争に関する権限を、郷議局は1974年に婚姻改革条例が実施されるまで保持していた(注10)。このように、原居民にとって郷議局は地方自治組織として重要な働きをしていた。

1941年12月から日本軍が香港を占領し、新界でも徹底した殺戮と破壊がおこなわれ、多くの住民が中国大陸へ避難した(注11)。戦争による新

図1 香港地方行政機構



(出所) 李沢沛編『香港法律概説』北京 法律出版社 1987年 252ページ、一部筆者加筆。

界の社会的経済的变化は大きかったが、郷議局の役割は戦後も継承された。1957年の条例により、新界原居民に影響を及ぼす香港政庁の立法は、必ず郷議局に諮問せねばならなかった。一例をあげれば、1971年5月20日に、新界郷議局は10月1日から施行される婚姻改革条例の問題について諮問を受けて議論した<sup>(注12)</sup>。このときの改正は、一夫一婦制の実施により、妾を禁止するものであった。伝統的な中国社会では、跡継ぎを男性に限るため、妻が不妊か、あるいは娘しかいない場合に、跡継ぎの男の子を生ませるために、本妻以外に妾を迎えることを容認する習慣があった。そのため当時、香港では妾の習慣が合法的であった。郷議局の審議では、この条例に対して反対意見が強かった。このとき、香港政庁の民政署と登記署の代表は、郷議局の反対意見を議事録の記録にとどめることに同意したにすぎなかった。そして最終的に、一夫一婦制に反対できる合理的な理由はなく、郷議局は婚姻改革条例の施行を黙認するしかなかった<sup>(注13)</sup>。

この郷議局の構成は、従来新界の有力宗族の連合体であった。これは、新界がイギリスの租借地になる以前からの伝統的政治組織と連続している。19世紀の新界では、父系血縁集団の「宗族」が、祖先祭祀を機軸に血族の共有財産を運営し、族内で族長や有力者などにより組織化され、政治的経済的な勢力を持っていた。当時この地方では、清朝の地方行政機関である「半衙門」がおこなうべき戸籍登記・治安・徴税などの仕事を、宗族集団が代行していた。また宗族集団が地元の治安維持のために民兵を組織しており、一族、あるいは村の中での窃盗や財産関係の紛争については、一族の長老（「父

老」と有力者（「士紳」）により調停がおこなわれていた<sup>(注14)</sup>。イギリスが新界を租借する以前から、新界の宗族は地方政府に代わる自治機能を持っていたので、香港政庁は宗族の権利を容認する統治政策を採ってきた。

宗族は新界の政治的統合単位であるため、イギリスは新界を統治するにあたり、宗族の既得権を法制度上認める政策を採った。では、具体的にどのような既得権が保護されたのだろうか。

### 3. 宗族の共有財産と小型家屋政策

宗族の権益保護は、まず宗族共有財産を植民地法体系の上で保護することに始まった。宗族共有財産については、1910年公布の「新界条例」の第13条に「最高法院、あるいは地方法院が土地に関する訴訟を審議するとき、法廷は当該土地に影響を与えるすべての中国の慣習、あるいは伝統権益を容認し、その権利を執行することができる」と規定した。そこで、新界における特殊な登録をした土地（個人名義以外の土地）に関する訴訟は、コモン・ローの適用から除外し、慣習法に基づいて審議することになった。宗族に関係する土地は、第1に宗族の共有地、第2に祖先祭祀の費用を小作・賃貸料などで捻出するために祖先名義で登録された土地である。この2種類の土地について説明しよう。

第1に、宗族の共有地は、族名・家名・堂名・祖名で登録された土地で、1名の管理者が任命されている。この土地が登記された後は、管理者が土地の全権を処理し、土地の貸借金・税負担・契約義務と条件に対して責任を持つ。宗族が共有地を所持することは、広東の珠江デルタや新界で一般的な慣習であった<sup>(注15)</sup>。宗族の共有地が多いことは、宗族成員を統合する財政的基盤がそこにあることを意味している。登録

される名称は、所有主体が宗族の全体か一部かによって異なる。つまり宗族全体の場合は「族名」「祖名」で登録し、宗族分支単位では「家名」「堂名」で登録する<sup>(注16)</sup>。本来、宗族共有財産は、祖先祭祀の費用を捻出する財源として設置された。つまり、第2の祖先祭祀のための土地と基本的な性格は同じである。しかし、第2の共有地とのちがいは、共有財産を運用した利益を、祖先祭祀のみならず、宗族の福利厚生にもちいる点である。近年、宗族共有財産の運営は、不動産経営により高い収入を得ている。つまり共有地の土地使用料および共有財産となっている家賃の家賃収入は、不動産価格が高騰するにつれて、従来の祖先祭祀の費用を捻出する目的をはるかに越える収入をもたらしている。

第2に、祖先祭祀を目的とする土地である。これも宗族の共有財産であり、祖先名義で登録して税金を支払う。数世代前の祖先はすでに死亡しているが、死者名義で登録を許すのは「新界条例」にある中国の伝統的慣習を尊重する規程に基づく。そのため、法廷での判決に影響を及ぼす。例えば1970年に判決が下された *Tang Kai-chung v. Tug Chi-shang* の判例によれば、原告が「イギリス財産分割法令」により祖先祭祀地の取り分を分割請求したところ、法院は、「新界条例」の中国伝統の慣習を尊重する規定を根拠にイギリス法の適用を排除して、祖先の財産を分割請求することは慣習に違反すると認定している<sup>(注17)</sup>。

これらの宗族共有地から得られる収入は、宗族全体の活動として、祖先の位牌を共同祭祀するための「祖堂」を建築したり、「族譜」（家系図）編纂事業をおこなう経費にあてる場合があ

る。さらに、族内の優秀な子弟に奨学金を拠出したり、一定の年齢に達した老人に対して養老年金を支給したり、また必要に応じて現金の貸付をしている。例えば、華僑としてイギリスへ出稼ぎに行くとき、宗族共有財産により蓄えられた財産から、移住に必要な当座の現金を貸付けることがあった<sup>(注18)</sup>。また、規模の大きな共有財産を持つ宗族は、男性成員に対して、系譜に従って利潤を毎年分配している。この共有財産の配当権と、それを継承する権利は、宗族制度により規定されている<sup>(注19)</sup>。

こうした宗族の成員権は、祖先祭祀の儀礼をおこなう際に、「分猪肉」（供物の豚肉の分配）によって確認される。女子相続権が審議されたときも、宗族の問題は言及されている。例えば、香港政庁が国連の「婦女に対する一切の蔑視排除公約」に加入し、男女平等の機会を促進することを承認したのに対して、行政局は、新界の伝統的慣習に影響を与えないように一定の留保条件を付けた。その留保は、中英連合連絡小組で、中国側との協議により決められた。留保されたのは、男性だけに与えられた「丁屋権」（小型家屋建築の申請権）、上述の「分猪肉」の権利、および「祖堂収益分配権」（宗族共有財産の運用利益を配当される権利）である。これらは伝統的慣習として上記の国連の公約の影響を受けないという条件だった<sup>(注20)</sup>。

伝統的な共有財産以外に、女子相続権の審議で問題となったのは、「丁屋権」である。「丁屋権」は第二次大戦前から認められていた新界原居民の権利ではなく、1967年の新界暴動により、香港政庁が事態を收拾する妥協案として、新界原居民の新たな既得権としてつけ加えたものである<sup>(注21)</sup>。しかし現状では、「丁屋権」は、新

新界原居民の合法權益<sup>(注22)</sup>として各種免税・強制移住補償・伝統的儀式(宗教・葬儀)の保証として挙げられる中で、もっとも重要な権利である。

「丁屋権」に関する政策は、「新界小型家屋政策」(Small House Policy)と呼ばれ、1972年に実施された。その内容は、次のとおりである。新界原居民の満18歳以上の男性には、高さ8.23メートル(27フィート)、広さ65.03平方メートル(700平方フィート)の家の建築を香港政庁に申請できる権利がある。自分が土地使用権を持っている農地を転用して宅地にして、上述の大きさの小型家屋を建設するのならば、改めて香港政庁の許可を得なければならないが、土地使用料の追加分は免除される。さらに、土地使用権を全く持っていない場合、上述の大きさの小型家屋を建てることのできる宅地を請求することができる。その際、土地使用料と税金は免除される。つまり新界の土地も、割譲地である香港島・九龍と同様にイギリス王領地となり、建物を建てるための土地は、香港政庁から使用権を購入せねばならなくなった。しかし新界原居民には、もともと新界に居住する権利があったから、居住するための土地使用料を免除するというのが、「丁屋権」の内容である<sup>(注23)</sup>。上述の大きさの家屋であれば、村内の私有地あるいは指定された官有地に建設することができる。しかし、「丁屋権」によって建築された家屋は、次の2つの条件で転売した場合、土地使用料免除の特権がなくなる。第1に私有地に建築した家屋ならば5年以内に転売した場合、第2に官有地ならば建築後転売した場合である。この条件で家屋を転売した場合、売り主は政府に土地使用料を支払わねばならない。現在、都市開発

が進み、不動産価格が高騰しているため、上述の大きさの土地使用料は100万香港ドル以上である<sup>(注24)</sup>。

この「丁屋権」が大きな利権となっていることは、申請数からもわかる。1980年には「丁屋権」申請が総数700件しかなかった。近年では、毎年500件ずつ申請が増加しており、1994年3月の段階で、総数1万5000件に達していた。現在香港政庁は、毎年500件の宅地しか供給できない状態にあるという<sup>(注25)</sup>。また「丁屋地」の転売も頻繁になっている。「丁屋権」に関する政策が実施された1972年当初から、「丁屋地」申請と同時に不動産業者に転売される宅地が多かったため、87年には転売に制限が加えられた。さらに「丁屋権」で取得した宅地を転売をする場合には、売り主が一定の手数料を支払い、香港政庁の許可を必要とする制限も設けられた。それにもかかわらず、1992年から93年にかけて「丁屋地」申請が急増したと同時に転売申請も増加したので、郷議局は「丁屋地」の転売禁止期間3年を堅持するよう決定している<sup>(注26)</sup>。

このように「丁屋権」は新界原居民の特権になっており、それが原居民の男性だけに与えられていることから、香港の婦女運動団体は、男女不平等として批判の標的にした。立法評議会で胡議員が「丁屋」政策に対する批判的な質疑をしたのは、小型家屋政策自体が新界原居民の特権であり不公平だと考える非原居民＝都市住民の考えを代弁している。

「丁屋権」の権利を有するには、父方の祖先が新界原居民の男性であることが必要条件である。また宗族共有財産の名義主体に宗族になることは、慣習法上、宗族に法人格が認められていることを意味する。そこで陸提案でも、女子

相続権の客体を個人の財産に限り、宗族の共有財産の相続を除外していることから、慣習的な財産権に関しては形式的な男女平等で割り切れない部分があることがわかる。新界の伝統社会に深く根ざした父系の社会制度に基づく慣習法を、新界における現行の法体系に法制度上どのレベルまで容認するかについては、単に法制度上の平等原理だけでなく、歴史的経緯や現状をも考慮せねばならない。

#### 4. 相続の慣習法

女子相続権の審議が紛糾したのは、香港の現行法体系のどこに問題があったからなのだろうか。最後に、植民地法制の問題点をもっとも表われている点を分析したい。

香港の相続法は、大清律例とイギリスの法律を併用してきた。1960年条例第2号は香港の中国慣習法も法律として認めることを規定している。この種類の規定は、1844年条例第15号にも見られた。つまり香港が植民地となった初期から、家族法や相続法などの属人法の分野では、現地の慣習法が法源として認められてきた<sup>(注27)</sup>。だから香港に在住する非中国系住民にはイギリス法、中国系住民には大清律例に依拠した遺産相続が有効であった。大清律例によれば、男性のみに相続権があり、寡婦と女兒には相続権がなく、扶養を受ける権利のみが認められ、結婚するときに一部の持参財が認められているに過ぎなかった。香港の司法運営上、遺産分配は大清律例と中国の慣習法に基づき、信託権はイギリス法に基づく慣例が生じていた<sup>(注28)</sup>。

1957年に出版された香港の婚姻法と相続法の解説書には、女性が未婚・既婚を問わず父親の財産を相続することはできないと明言されている。ただし、2つの例外がある。その根拠は民

国7年(1918年)大理院判例で、未婚の女性は花嫁道具をそろえるために適切な財産分与を得ることができること、また乾隆57年(1792年)の勅諭では、相続人となる男子がなく絶家になる場合に、娘が相続することができることが定められていることである<sup>(注29)</sup>。

香港島と九龍では、1971年9月7日に現行の相続法が施行され、相続権が男女平等に改正された。しかし、新界では「新界条例」が有効性を持ち、慣習法が法源となっているため、土地相続権の改正はできなかった。新界の慣習法が重要な意味を持つのは、前述したように、宗族の共有地が土地の慣習的信託(customary trust)の形態によって保有されている場合と、本稿で取り上げた無遺言相続(intestate succession)の処遇の場合である<sup>(注30)</sup>。

法制度上、現行法でも遺言によって女性に相続させることが不可能ではない。しかし実際上は、中国では伝統的に遺言による遺産相続はほとんどなく、新界原居民も遺言書を作成することは非常に稀である<sup>(注31)</sup>。そのため、「新界条例」第17条には、死亡から3カ月以内に検認されないか、あるいは遺産管理状が付与されない場合は、土地登記所長が死亡者の土地の相続人を特定するため、慣習法を適用せねばならないことが定められている<sup>(注32)</sup>。

さらに問題なのは、女性に遺産を相続させることの遺言があっても、例えば実の兄弟のような男性の近親者が、遺言による女性への相続に対して異議を申し立てた場合、慣習法によって女性は相続権がないため抗弁できないという点である<sup>(注33)</sup>。これも、慣習法の法源になっている大清律例が、明文で女性の相続権を排除しているからであり、法制度上の欠陥と譬わざるを得

ない。だからこそ無遺言相続条例を改正する必要性があったのである。

(注1) 岡田晃『香港——過去・現在・将来——』岩波書店 1985年 32~35ページ。

(注2) 『文匯報』1994年4月18日。

(注3) 呉倫堯『歴史的新界』(鄭宇碩ほか『變遷中的新界』香港 大学出版社印務 1983年)19ページ。

(注4) 郭偉棕『論修訂新界条例の適用性』(『信報』1994年4月2日)。

(注5) 石『新界条例修訂起風波……』。

(注6) パーマー『法と社会制度……』101ページ。

(注7) しかし、香港に適用する中国の法律である大清律例が、1843年の法令か1841年の法令であるかは、香港で激烈な論争があった。李沢沛編『香港法律概述』北京 法律出版社 1987年 31ページ。その後、1971年に香港・九龍地区では一連の法律改正が実施され、「婚姻改革条例」(Marriage Reform Ordinance)と「遺言のない遺産の条例」(Intestates' Estates Ordinance)が制定され、一夫一婦制が確立して妾が禁止され、また男子だけに限定された相続制度が男女平等に改正された。

(注8) John Rear, "The Law of the Constitution," in *Hong Kong: The Industrial Colony*, ed. K. Hopkins (Oxford: Oxford University Press, 1971), p. 381/Lee Ming Kwan, "The Evolution of the Heung Yee Kuk as a Political Institution," in *From Village to City: Studies in the Traditional Roots of Hong Kong Society*, ed. David Faure, James Hays, and Alan Birch (Hong Kong: University of Hong Kong Press, 1984), pp. 164-177/文思成『香港政府與施政架構』(増訂版)香港 三聯書店 1994年(初版1991年)246ページ。

(注9) 『華僑日報』1994年2月22日。

(注10) 1974年8月20日に、郷議局は婚姻改革条例を建議した。それ以前は、婚姻問題で紛争が起きると、郷議局が慣習に従って婚姻解除の手配をしていた。劉崇「新婚姻法の争議(下)」(『文匯報』1994年2月6日)。

(注11) 謝永光 森幹夫訳『日本軍は香港で何をしたか』社会評論社 1993年 244~245ページ/石田甚太郎『日本鬼——日本軍占領下香港住民の戦争体験——』現代書館 1993年 116~148ページ。

(注12) この婚姻改革条例によって、大清律例で認められていた伝統的婚姻制度が大幅に制限され、法律上一

夫多妻婚が認められなくなった。可見弘明「婚姻法改正とその問題点(香港)——大清律令の終焉——」(『アジア経済』第13巻第1号 1972年1月)73~76ページ。

(注13) 劉崇「新婚姻法の争議(上)」(『文匯報』1994年1月30日)。

(注14) 呉倫「歴史的新界」17ページ。

(注15) 陳翰笙 井出季和太訳『南支那農業問題の研究』松山房 1940年 54ページ/中生勝美「広東省の宗族と祖先祭祀」(『上智史学』第30号 1985年)131ページ。

(注16) 1987年の時点で、「祖」は3839件、「堂」は2143件の登録があり、総計6000エーカーの宗族共有地がある。Belinda Wong Sheung-yu, "Chinese Customary Law: An Examination of Tsos and Family Tongs," *Hong Kong Law Journal*, vol. 20, Part 1, January 1990, p. 13.

(注17) 李編『香港法律概述』161~163ページ。このほか、寺院の廟地と社団の「会地」は「新界条例」の適用を受ける。寺院の廟地は、その寺廟の維持修繕のために所持する廟名義の土地を指すが、「華人廟宇条例」に基づきすべての寺廟は登録しなければならない。また「会地」は、通常ひとつの村落の数人が集まり「会」と称する集団を組織し、その土地の貸借金と利潤により、一定の目的を達するものを言う。多く見られる用途は成員の葬儀費用の提供や、旅費の補助などである。

(注18) J. L. Watson, *Emigration and the Chinese Lineage: The Mans in Hong Kong and London* (Berkeley: University of California Press, 1975), pp. 88-89.

(注19) 筆者が継続調査をしている長州島で、南頭黃氏という規模の大きい宗族があり、長州島の波止場にもっとも近い新興街の中心に「祖堂」を構え、長州島の土地の大半を所有している。彼らは、宗族名義で登録してある不動産の収益を、宗族の成員に分配していた。宗族の共有財産経営については、田中一成の詳しい分析がある。田中一成『中国の宗族と演劇』東京大学出版会 1985年 227~246ページ。

(注20) 『信報』1994年6月1日。

(注21) 香港政庁は、1923年に農地を宅地へ変更する場合の土地使用料増額による許可制を実施しようとして、原居民に反対された。この反対運動が第二次大戦後も引き継がれ、1964年に今度は郷議局の方から、一定の大きさの宅地使用に関する試案を提案していた。その後、



1967年6月に新界で反英暴動が発生した。香港政庁は、それを沈静化するため、政治的に郷議局の提案した宅地使用权を認めた。このときの使用面積は1000平方フィートだったが、1972年12月1日に実施された郷村家屋政策によって700平方フィートに抑えられた。劉崇「丁屋權之來龍去脈(中)」(『文匯報』1994年5月15日)。

(注22) 具体的には次の8つである。(1)強制的に移住させることはできず、犯人を護送して境界を出ることはできない。沙頭角・深圳河一帯の国境地帯の往来は制限を受けない。(2)18歳の男性は、高さ8.23メートル(27フィート)、広さ65.03平方メートル(700平方フィート)の家を建てることを申請できる。郷村の3階建ての1間は、土地使用料の追加を支払う必要がなく、かつ間接税を免除する。(3)郷村の1階または2階建ての家屋は、3階建てに改築しても、土地使用料の追加を支払う必要がなく、かつ手数料を免除する。(4)祖祠、家祠、公衆娛樂集会所、社区活動場所、村公所、郷事会、郷議局事務所は、税金を免除する。(5)農地、空き地は税金を免除する。(6)古い協定の区画、郷村の宅地、「丁屋地」(新界原居民の男性が住宅を建てる権利を持つ土地)とそれに類似した農村の土地は、もしも土地の貸借者、あるいは貸借認可を獲得した者が、新界原住民の父系継承人であるならば、貸借料金を変更しないだけでなく、その他現時点で貸借者が享受している権利、例えば「丁屋地」の貸借認可や、税金免除等なども変更しない。(7)公的な目的で村を移動する場合は、香港政庁が村民に補償をして、かつ(移転先の)郷村地区の家屋が完成するまで、(元の村にある)家屋を保持する優遇権利を有する。(8)廟宇、神壇、遺館、佛堂等は、現状を維持する。「醮会」(悪魔払いの儀式)、「神誕」(神様の誕生日の祭り)、結婚式、葬式は、一切を伝統的慣習に準じて挙行する。「新界原居民的合法權益」(『文匯報』1994年3月24日)。

(注23) 柳華川「新界「原居民」問題史話」(魯言ほか「香港掌故」第11集 香港 広角鏡出版社 1987年) 143~145ページ。

(注24) 蕭健英「殖民地特權延続的愚果」(『信報』1994年3月29日)／張可模「新界土地繼承權爭論內因複雜」(『信報』1994年3月31日)。

(注25) 『香港經濟日報』1994年3月22日。

(注26) 『文匯報』1994年9月18日。

(注27) 安田信之「香港・1997年・法——政治・經濟・社会——」(同編『香港・1997年・法』) 27ページ。

(注28) 李編『香港法律概述』 234ページ。

(注29) 胡鴻烈・鐘期榮『香港的婚姻與繼承法』香港南天書業公司 1957年 119ページ。

(注30) パーマー「法と社会制度……」101ページ。

(注31) 新界原居民が遺言書を作りたがらない要因として、弁護士費用がかかることと、伝統的相続とあまりに異なることがある。鄧偉棕「論新界土地(豁免)條例草案及修訂案」(『信報』1994年3月26日)。

(注32) パーマー「法と社会制度……」104~105ページ。

(注33) Samuels, "Women and the Law in Hong Kong . . ." p. 72.

## 結 論

中国では、清朝末期に西洋近代法制の導入が始まった。清朝では、日本と同様に治外法権を撤廃するため近代法典を制定する必要性が高まり、1907年11月に皇帝勅令で編纂に着手している(注1)。その後立法事業は中華民国政府に引き継がれ、スイス民法を中心にヨーロッパおよび日本の法典を参考に起草された(注2)。

中国が家族法の領域に西洋法体系を導入したとき、中国の伝統的家族制度になじまないという法律論争があった。議論になった問題のひとつに、女子相続権があった(注3)。最終的に、中華民法は女子相続権を認めた。その後、中国共産党の解放区での婚姻条例や、中華人民共和国の婚姻法、および相続法で男女平等の相続権が規定されたが、その施行の段階で、女子相続権をいかに保証するかは、絶えず問題になっていた(注4)。

相続権を男女平等にする議論は、20世紀初頭からなされていた。新界の場合は、イギリスによる司法上のレッセ・フェール政策により、大清律例が慣習法として有効性を持ち続けている。1994年まで女子相続権の解決が持ちこされたの

は、植民地法制の特殊性を象徴している。さらに女子相続権の法改正が大きな反響を引き起こした社会背景に、イギリスの香港統治政策があると考えられる。すなわち、イギリスが新界を租借して以来、香港政庁は宗族組織の財政基盤となる共有財産に優遇措置を講じたり、原居民の権利の継承を父系の子孫に限定するなどの政策を採ってきた。一般論として、社会階層の変動が激しい中国社会において、長年にわたって宗族の共有財産を保有することは非常に難しい。新界の場合、慣習を尊重するイギリスの政策によって宗族組織が安定して強固となり、都市化と工業化により新界の社会状況が大きく変化しても、社会生活上の父系重視の側面は弱まるどころか、反対に強化された側面がある<sup>(注5)</sup>。

従来、父系原理がすみずみに浸透した新界社会の制度改革をする場合、男女平等の原則を貫徹させるのは非常に難しいと考えられてきた。中英共同声明の交渉中、イギリスは原居民の農地相続権・「丁屋権」などの特権の見直しを提起し、男女平等の原則に反する原居民の伝統権益をどこまで認めるかについて中英間で議論した。だからこそ、郷議局は政治的影響力を駆使して中国側と接触し、中英共同声明と基本法に新界原居民の既得権保護の条項を設ける努力をした。その結果、中国側は秩序の安定を配慮するという理由で、新界原居民の合法的な権利を保護するように基本法第40条で規定した<sup>(注6)</sup>。

新界の女子相続権をめぐる議論では、立法評議会の「男女平等の理念」に対して、郷議局の「中国的慣習の尊重」という主張が対立した。そして新界原居民が街頭デモや反対集会までおこない、中国政府までも巻き込んだ政治的問題へと発展した。しかし新界原居民の相続権を男

女平等にする法改正は、立法評議会の議決からもわかるように、圧倒的多数で承認されている。新界原居民の既得権保護という条項が、たとえ基本法に明文化されていても、決して改変不可能な「聖域」ではなかったことを、この事例は示している。

1980年代の経済成長により、香港の産業構造や社会基盤は大きく変化した。この変化は、イギリスの植民地統治体制、およびそれを1997年以降も継承しようとした基本法の解釈や運用にも、影響を及ぼしている。本稿で取り上げた事例の本質的な問題は、1990年に制定された基本法に対して香港社会の変容に対応する法秩序の変化を認めるか否かである。

イギリスの香港統治の指針であるレッセ・フェール政策は、従来香港経済の繁栄の要因として、積極面が評価されてきた。しかし法制度の分野では、政治的安定を確保するための低廉な政策として慣習法を容認してきたのであって、かならずしも制度的な整合性があるわけではない<sup>(注7)</sup>。つまり現状を追認し、具体的な問題が発生した段階で対処して、判例の積み重ねで法秩序を形成したのであって、イギリス本国の司法制度を包括的に導入したのではない。当然ながらイギリス法も一定の有効性を持つが、慣習法が有効性を持つ家族法の分野では、両者が混在しているために法律上の整合性を欠いているのである。

さらに言えば、レッセ・フェール政策により形成された香港の植民地法体系には、社会の変化に対応できない制度疲労を引き起こしている部分があると言える。香港返還以降は、返還前の法秩序を50年間継承することになっている。しかし新界の女子相続権をめぐる争いは、返還

を目前として、はからずも香港の法体系にある植民地的要素を顕在化させた。その意味で、返還後の法秩序も、「植民地的要素を払拭する」ための改変があり得ることを示唆している。さらに本稿の事例は、立法評議会の解釈で基本法の明文規定を変更する結果となった(注8)。ただし、この事例が香港返還後の50年間は現行の制度を維持するという原則に対して、立法評議会の解釈で変更を加えた先例となるかどうかは不明確な部分である。ともかく、香港返還後も現行の法体系が維持されるという原則であっても、社会変化に対応した法制度の改変が、合理的な理由づけによってなされることは当然であろう。

(注1) Van Der Valk, *An Outline of Modern Chinese Family Law*, Monumenta Serica Monograph 2 (Peking, 1939; reprint ed., Taipei: Ch'eng Wen Publishing Co., 1969), pp. 25ff.

(注2) *Ibid.*, p. 56 / エスカラ 谷口知平訳『支那法』有斐閣 1943年 209ページ。

(注3) ちなみに、中国の実状に合わせた相続法の立法に、満州国民法典の編纂がある。満州国司法部では家族に関する慣習法を調査研究し、中華国民法も参酌して満州国民法を立案した。その立法過程でも、女子相続権の取り扱いが大きな議題となっていた。満州国司法部『親族継承法編纂審議録』新京 1942年 138~152ページ。

(注4) この問題は、中華人民共和国継承法でも例外ではない。とりわけ娘に息子と同等の相続権を認めることが、中国共産党による相続法の分野でもっとも重要な

問題だった。建国前の解放区の法規でも、また1950年婚姻法第14条の娘の相続権保護規定、さらに1985年相続法第9条の相続権の男女平等規定、民法通則第105条の民法上の権利の男女平等規定など、相続権上の男女平等は繰り返し強調されている。鈴木賢『現代中国相続法の原理——伝統の克服と継承——』成文堂 1992年 20~21ページ。

(注5) 新界でフィールドワークをおこなった人類学者は、香港政庁の土地政策によって、宗族の勢力が維持されたと考えている。Allen Chun, "Policing Society: The 'Rational' Practice of British Colonial Land Administration in the New Territories of Hong Kong 1900," *Journal of Historical Sociology*, vol. 3, no. 4, December 1990, p. 401.

(注6) 基本法に新界の現状維持の条項が入った背景には、基本法を起草した李柱銘と郷議局とが親密な関係にあったことがあり、香港政庁と立法評議会では、新界原居民の既得権益を保護する問題について、あまり反対意見がなかったという。張可模「港府対『新界条例』草案進退失據」(『信報』1994年4月1日)。

(注7) Carol Jones, "The New Territories Inheritance Law: Colonialization and the Élités," in *Women in Hong Kong*, ed. Veronica Pearson and Benjamin K. P. Leung (Hong Kong: Oxford University Press, 1995), p. 168.

(注8) 基本法に明文化された新界原居民の権益を、立法評議会の「解釈」で変更した先例を作ったことに、制度的不安を提起する法律家もいる。李「通過修訂新界条例……」。

(和光大学人間関係学部助教授)

〔付記〕 次回は、谷垣真理子「香港政治における民意」(仮題)を掲載する予定です。